

沖縄県子どもの貧困対策計画

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題
- 第3章 指標の改善に向けた当面の重点施策
- 第4章 子どもの貧困に関する調査研究
- 第5章 連携推進体制の構築

平成28年3月

沖 縄 県

1 計画策定の趣旨

- 計画を策定する社会背景として、日本の子どもの貧困率の上昇、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化があります。
- 平成26年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行し、都道府県に計画策定の努力義務が既定され、平成24年に沖縄振興特別措置法が改正され、困難を有する青少年の修学及び就業への援助に努める既定が新たに盛り込まれています。
- 沖縄県では、全国と比較して、貧困状態で暮らす子どもが多く、子どもの生活と成長に影響を及ぼしていることが懸念されるため、沖縄県において克服すべき重要課題となっています。
- 子どもの貧困対策は、幅広い主体の参画と、ライフステージに沿って、切れ目のない総合的な支援と、地域の実情に即して、社会全体で取り組む必要があります。
- 以上のことを踏まえ、沖縄県における子どもの貧困の実態を明らかにし、子どもの貧困対策の基本方向を定める計画を策定します。

2 基本理念（子どもの貧困対策の目的、使命、ビジョン）

- 基本理念:社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。
- 目的:貧困状態にある保護者に必要な支援を行い、そのような家庭で暮らす子どもが、社会に出て安定した仕事につき、希望する者は家庭を持ち健全に子どもを育て、社会に貢献できる人材として育成します。
- 県の使命:「つながり、皆で育む。」 貧困状態で暮らす子どもとその保護者に支援者がつながる仕組みを構築し、広く県民等と協働で目的を達成することです。
- ビジョン:基本理念、対策の目的、県の使命を踏まえ、中期的な目標として、別添に掲げるビジョンの実現に取り組みます。

3 基本方向

- (1) 支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、子どものライフステージに即して切れ目なく、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施します。
- (2) 子どもの貧困を社会全体の問題として、また、貧困の世代間連鎖を断ち切り、次世代の沖縄を担う人材育成策として取り組みます。
- (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進します。
- (4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組みます。
- (5) 県民の幅広い理解と協力を得ることにより、県民運動として展開します。

4 計画の位置付け、期間、対象となる者

- 計画の位置付け:「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく都道府県計画となります。
- 計画の期間:平成28年4月から平成34年3月までの6年間です。
- 計画に基づく支援の対象となる者:対象となる子どもの年齢については特に定めず、必要な支援ごとに対象者を定めることとします。

子どもの貧困対策のビジョン

子どもの貧困対策が適切に講じられた結果、6年後の平成34年3月には、

- 児童虐待やいじめで苦しむ子どもが減っています。
- 家庭で朝食を欠食したり、ひとりで食事をする子どもが減っています。
- その結果、不良行為で補導される少年が減り、青少年の犯罪も減っています。
- 全ての子どもが1日3食の食事をとり、体調が整い、体力が向上しています。
- 学校、地域の取組により、全ての子どもの勉強をする機会や部活動などに参加する機会が確保され、不登校や不本意な中途退学をする子どもの割合が減っています。その結果、高校を卒業し、希望する大学等に進学する子どもが増えています。
- 子どもたちの笑顔が増え、将来に夢や希望、目標を持ち、それを実現する自信を持つ子どもたちが増えています。
- 中学校・高校卒業時の進路未決定者や若年無業者が減っています。
- 生活のためにアルバイトをする生徒や学校卒業後、奨学金の返済に苦しむ若者が減っています。
- 希望する職に就き、安定して就労を継続し、経済的に自立した若者が増えています。
- 生活や経済の安定により、結婚や子どもを持つ希望が叶い、減少していた子どもの数が増え始めています。
- 働く親の雇用環境が改善し、所得が増え、貧困状態でなくなり、経済的に困窮するひとり親世帯や経済的な理由により親と一緒に住めない子どもが減っています。
- 保育所入所待機児童が解消されるなど、子育て家庭を支える環境が整っています。
- 愛情にあふれる父母や、安心して子育てをする保護者が増えています。

1 子どもの貧困の状況

(1) 支援の対象となる貧困状態で暮らす子ども

- 子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、本県において支援の対象となる貧困状態で暮らす子どもの現状を把握する必要があります。
- しかしながら、我が国では、子どもの貧困の定義が明確でないことから、貧困状態で暮らす子どもについての現状認識、対策の必要性、目標の設定、必要な施策などの議論で共通理解が生まれにくい現状にあります。
- 子どもの貧困問題とは、経済的な困難が、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼす問題ですが、貧困が子どもの生活と成長に及ぼす影響には、短期間で深刻な影響が現れるものも、長い時間を経て徐々に影響が深刻化していくものもあります。
- 子どもの貧困に関する国の検討会における議論によると、国連では、子どもの貧困について、「子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定」と理解されているとのこと。
- このような考えも踏まえ、貧困状態で暮らす子どもの現状を把握するに当たっては、子どもや子育て家庭の状況を構造的に把握できるよう、単一の指標を用いるのではなく、複数の指標を組み合わせて行うこととします。

図表1-1 「子どもの権利条約」四つの柱

子どもの権利	内 容
生きる権利	安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長することです。
守られる権利	あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られることです。
育つ権利	教育を受け、休んだり、遊んだり、様々な情報を得て自分らしく成長することです。
参加する権利	自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、ルールを守り活動することです。

出所:ユニセフホームページから沖縄県作成

1 子どもの貧困の状況

(2) 沖縄県における子どもの貧困の状況

- いくつかの指標を用い検証したところ、沖縄県では、貧困状態で暮らす子どもが多く、その割合は増加傾向で推移しています。
- また、全国と同様、ひとり親家庭は、厳しい状況にあります。

指 標	沖縄	全国	順位
生活保護率(H26年度)	2.40%	1.71%	5位
17歳以下人口に占める生活保護受給者数の割合(H26年度)	1.50%	1.30%	—
就学援助率(H25年度)	19.65%	15.42%	10位
認可私立保育所の費用徴収階層(第1階層及び第2階層)の割合(H25.10)	24.88%	14.47%	1位
子どもの貧困率(沖縄H26、全国H24)	29.9%	16.3%	—
子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率(沖縄H26、全国H24)	58.9%	54.6%	—

2 子どもの貧困が生活や成長へ及ぼす影響

- 子どもの貧困は、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼすものとされています。子どもの生活と成長に関する指標等を確認したところ、沖縄県においても、子どもの貧困が子どもの生活と成長に様々な影響を及ぼしていることが危惧される状況にあります。

(1) 生活に及ぼす影響

指 標	沖縄	全国	順位
年次別離婚率(人口千対)(H26年)	2.53件	1.77件	1位
10万人当たりのDV相談件数(H26年度)	184.0件	94.6件	3位
10代婚姻率(H25年)	6.6%	3.4%	1位
10代の出産割合(H26年)	2.6%	1.3%	1位
中学校(公立)通塾率(H24) (平成27年度全国学力・学習状況調査)	51.4%	60.9%	—
母子世帯の通塾率(H25年度) (沖縄県ひとり親世帯等実態調査)	20.7%	—	—
父子世帯の通塾率(H25年度) (沖縄県ひとり親世帯等実態調査)	25.0%	—	—

2 子どもの貧困が生活や成長へ及ぼす影響

(2) 成長に及ぼす影響

指 標	沖縄	全国	順位
全国学力・学習状況調査 小学校平均正答率(国語A)(平成27年度)	69.3%	70.0%	33位
全国学力・学習状況調査 小学校平均正答率(算数A)(平成27年度)	77.7%	75.2%	6位
全国学力・学習状況調査 中学校平均正答率(国語A)(平成27年度)	70.0%	75.8%	47位
全国学力・学習状況調査 中学校平均正答率(数学A)(平成27年度)	55.8%	64.4%	47位
高等学校進学率(H27年)	96.4%	98.5%	47位
大学等進学率(H27年)	39.8%	54.5%	47位
小学校の不登校児童数(児童千人当たり)(H26年度)	4.6人	3.9人	12位
中学校の不登校児総数(生徒千人当たり)(H26年度)	32.0人	27.6人	5位
高等学校の不登校生徒数(生徒千人当たり)(H26年度)	28.2人	15.9人	2位
高等学校の中途退学率(H26年度)	2.2%	1.5%	1位
不良行為少年補導人員(19歳以下の少年人口千対)(H26年)	132人	32人	—
刑法犯少年の割合(19歳以下の少年人口千対)(H26年)	3.6人	2.6人	—
中学校卒業後進路未決定率(H27年)	2.5%	0.7%	1位
高等学校卒業後進路未決定率(H27年)	12.1%	4.4%	1位
若年無業者率(15歳～34歳)(H26年)	4.6%	2.1%	—

施策1

ライフステージに応じたつながる仕組みの構築

施策の方向性

- 子どものライフステージに応じて、支援を必要とする子どもや子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげる仕組みを構築します。
- 関係する支援者の確保と資質の向上に取り組みます。

○乳幼児期

- ・市町村における養育に関する相談、助言等の取組みの支援
- ・支援が必要な家庭を早期に把握する体制整備
- ・子育て世代包括支援センターの設置促進
- ・要保護児童対策地域協議会の運営支援
- ・民生委員・児童委員による妊産婦等の状況の把握
- ・保育所での子どもの健康状態及び発達状態の把握
- ・幼保連携型認定こども園での園児の健康状態等の把握
- ・幼稚園と家庭との連携強化の促進

○高校生期

- ・就学支援員等の配置、支援体制の構築
- ・スクールカウンセラーの配置推進

○支援を必要とする若者

- ・中卒無職少年、高等学校中途退学者への就学、就労支援

○小・中学生期

- ・子供の貧困対策支援員の配置促進
- ・スクールソーシャルワーカーの配置及び支援の強化
- ・学校と福祉関連機関との連携促進
- ・スクールカウンセラーの配置推進
- ・小・中アシスト相談員等による学校への集中・巡回支援
- ・要保護児童対策地域協議会への運営支援
- ・民生委員・児童委員による妊産婦等の状況の把握

○人材の確保と資質の向上

- ・養育支援を行う訪問支援者等に対する研修の充実
- ・子供の貧困対策支援員に対する研修の実施
- ・スクールソーシャルワーカーの待遇改善や支援体制の整備
- ・スクールソーシャルワーカーの研修の充実

施策2

ライフステージに応じた子どもへの支援 (1) 乳幼児期

施策の方向性

- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供します。
- 乳幼児の健全な発育・発達を図る観点から、保育や医療に係る経済的負担を軽減します。

<教育の支援>

- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減及び質の向上
 - ・市町村の幼稚園就園奨励費補助制度による負担軽減の促進
 - ・保幼小連携の推進及び教職員の研修の充実

<生活の支援>

- 子どもを安心して育てることができる保育の提供等
 - ・待機児童の解消と保育士の確保
 - ・保育所等における食育の周知
 - ・夜間保育や延長保育等の保育サービスの支援
 - ・児童養護施設の小規模化や里親委託の推進
 - ・子育て世代包括支援センターの設置促進

<経済的支援>

- 保育に係る利用料負担の軽減
 - ・認可外保育施設を利用するひとり親家庭等の負担軽減
 - ・病児保育に係る市町村の取組の推進
- 子どもの健康確保
 - ・子どもに関する医療費助成で窓口支払いが困難な方への対策

施策2

ライフステージに応じた子どもへの支援 (2)小・中学生期

施策の方向性

- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、総合的な対策を推進します。
- 子ども一人ひとりに寄り添って支援を行う安全・安心な子どもの居場所づくりを推進します。
- 児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立に向けた取組を促進します。
- 小・中学生の健全な発育・発達を図る観点等から、医療に係る経済的負担を軽減します。

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした総合的な展開
 - ・学力を保障するため、少人数指導や学習支援員等の確保
 - ・教師への実践的な研修による全校体制での児童生徒の学力向上
 - ・個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善の推進
 - ・子どもの貧困問題に関する学校における校内研修等の実施
 - ・全教員による児童生徒の自己肯定感を高めるための教育の推進
 - ・地域において学習支援を行う市町村の取組の支援
 - ・就学援助の充実と利用しやすい環境の整備促進
 - ・就学援助に関する校内研修等の取組促進
 - ・特別支援教育就学奨励費等を通じた支援の充実
 - ・障害のある児童生徒に対する適切な対応と個別学習支援の促進
 - ・夜間中学校の設置検討
 - ・様々な体験・交流等の機会等を通じた生きる力を育む取組の促進
 - ・生活困窮世帯等への学習支援の拡充
 - ・児童養護施設等で生活する児童に対する学習支援の推進 など

<生活の支援>

- 安全・安心な子どもの居場所の確保
 - ・子どもの居場所を確保し食事の提供等を行う市町村の取組の支援
 - ・市町村による居場所及び放課後児童クラブの設置の促進
 - ・市町村による児童館の設置の支援
 - ・放課後児童クラブや児童館を活用した夜の居場所の確保の促進
 - ・困難を抱えた子ども・若者を支援する地域の活動の支援
- 児童養護施設等の入所児童への支援
 - ・小規模化による家庭的養護の促進と生活習慣習得の推進
 - ・年金、税金、保険等の教育及び金銭管理の訓練等の実施
 - ・職業指導、勤労及び自立を支援する職業指導員の配置拡充

<経済的支援>

- 放課後児童クラブ保育料の負担軽減
 - ・低所得者世帯の児童を対象とした負担軽減の促進
- 子どもの健康確保
 - ・子どもに関する医療費助成の窓口での支払が困難な方への対策

施策2

ライフステージに応じた子どもへの支援 (3) 高校生期

施策の方向性

- 学校における就学継続のための相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制を構築し、中途退学の防止、学習支援、キャリア教育の充実に取り組みます。
- 児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実を図り、自立を推進するとともに、就職後の定着率の向上、就学等に係る経済的負担を軽減します。

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした総合的な展開
 - ・学力検査を課さない学び直しのための高校や学科の設置検討
 - ・高等学校中途退学を防止する対策の強化
 - ・高等学校中途退学防止のため、学校内への居場所の設置
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・県外難関大学等への進学を推進する給付型奨学金の創設
- 生活困窮世帯等への学習支援
 - ・大学等進学を促進する低所得世帯への学習支援 など

<生活の支援>

- 児童養護施設入所児童への支援
 - ・職業指導、勤労及び自立を支援する職業指導員の配置拡充 など

<就労の支援>

- 子どもの就労支援
 - ・指導体制の強化による就職内定率の向上 など

<経済的支援>

- 「高校生等の修学支援」などによる経済的負担の軽減
 - ・高校生等奨学給付金制度による低所得世帯への支援 など

施策2

ライフステージに応じた子どもへの支援 (4) 支援を必要とする若者

施策の方向性

- 中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見いだせないでいる者(以下「支援を必要とする若者」といいます。)に対して、円滑な社会生活が営めるよう、寄り添い型の支援に取り組みます。

<教育の支援>

- 支援を必要とする若者に対する就学等支援
- ・ 関係機関、NPO等との連携による就学、就労への支援

<生活の支援>

- 安全・安心な子ども若者の居場所の確保
- ・ 地域資源を活用した居場所づくりの推進
- 支援を必要とする若者の相談・支援拠点
- ・ 子ども・若者総合相談センターでの総合的な施策の推進
- ・ ひきこもり地域支援センターでの相談支援、訪問支援等の推進
- 児童養護施設の退所児童等の支援
- ・ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施
- ・ 給付型奨学金の創設の検討
- ・ 身元保証人を確保するための事業の推進
- ・ 退所児童等で構成する団体の活動への支援
- ・ 相談・就職支援など退所児童等のアフターケアの推進

<就労支援>

- 支援を必要とする若者に対する就労支援
- ・ 沖縄県キャリアセンターにおける総合的な若年者就労支援
- ・ 若年無業者への基礎的職業訓練の実施 など

施策3

保護者への支援

施策の方向性

- 生活困窮家庭やひとり親家庭に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じた支援に取り組みます。
- 職業訓練の実施や就職のあっせん等、保護者への就労や学び直しの支援に取り組みます。

<生活の支援>

○保護者の自立支援

- ・沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援の促進
- ・自立相談支援事業及び家計相談支援事業の実施
- ・生活保護制度の周知
- ・市町村と連携した事業所内保育施設の設置促進

○保護者の健康確保等

- ・ひとり親家庭の親に対する医療費の助成

○ひとり親家庭への自立支援

- ・母子生活支援施設の設置促進や民間アパートを活用した居宅支援
- ・就労支援、生活支援をコーディネートする人材の育成

○住宅支援

- ・ひとり親世帯の公営住宅の優先入居へ向けた取組
- ・市町村と連携した家賃低廉化支援や円滑な入居に係る情報提供
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金によるひとり親家庭への住宅支援
- ・生活困窮者等に対する住居確保給付金の支給 など

<就労支援>

○親の就労支援

- ・ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業等による就労支援
- ・就労支援員による生活困窮者等への支援
- ・ハローワークと福祉事務所による就職困難者や生活困窮者等へのチーム支援
- ・就労活動促進費及び就労自立給付金の支給

○親の学び直しの支援

- ・高等学校等就学費の支給
- ・高等学校卒業程度認定試験合格のための受講費用の一部支給

○就労機会の確保

- ・ひとり親家庭の親に対する職業訓練及び就労機会の確保
- ・ひとり親家庭の人材活用について経済団体への働きかけ

<経済的支援>

○ひとり親家庭への支援

- ・養育費に関する相談支援の実施

目的

沖縄県における厳しい子どもの貧困の現状を踏まえ、地域の実情に即した子どもの貧困対策を着実かつ効果的に推進するため、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を創設する。

(設置期間:平成28年度～平成33年度)

現状

- 沖縄県における子どもの貧困は、全国に比べ特に厳しい状況 (子どもの貧困率29.9%、子どもがいる大人が一人の世帯の貧困率58.9%)
- 子どもの成長に関する各種の指標も極めて厳しい状況
- 子どもの貧困対策では、市町村が重要な施策を担うが、財政負担が課題

基金設置の狙い

- 足並みを揃え全県的に対策を推進
- 支援ニーズに機動的、弾力的対応
- 年間を通した切れ目のない支援

子どものライフステージに即して、切れ目のない総合的な対策を推進

(総合的な対策(例示))

<p>(教育の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校における学力保障 ●就学援助の効果的運用 ●給付型奨学金の創設 ●学校外の学習支援 等 	<p>(生活の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●つながる仕組みの構築 ●子どもの居場所づくり ●児童養護施設等退所児童の自立支援 等
<p>(就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者への就労支援 ●ひとり親への就労支援等 	<p>(経済的支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療費助成等の充実 ●ひとり親支援の充実 ●放課後児童クラブ保育料の負担軽減 等

子どもの貧困に関する調査
結果を踏まえ、施策検討

市町村との意見交換

(市町村計画等への反映)
実施事業の決定

子どもの貧困に関する指標及び目標値

第3章 施策5

No.	区分	指標名		沖縄県		全国
				基準年度 又は年	目標値 (H33年度)	
1	乳幼児期	乳幼児健康診査の受診率	乳児	89.2% (H25)	95.0% (H31)	95.3% (H25)
2			1歳6か月児	86.9% (H25)	94.0% (H31)	94.9% (H25)
3			3歳児	84.0% (H25)	91.0% (H31)	92.9% (H25)
4		乳児全戸訪問事業における訪問率		83.0% (H25)	92.0%	90.6% (H25)
5		養育支援訪問事業の実施市町村数		17市町村 (H25)	22市町村	—
6		里親等委託率		34.6% (H26)	現行水準を維持	16.5% (H26)
7		ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所、幼稚園)		71.3% (H25)	全国平均並	72.3% (H23)
8		保育所等利用待機児童数		2,591人 (H27)	0人 (H29年度末達成)	23,167人(H27)
9	小・中学生期	放課後児童クラブ平均月額利用料		10,115円 (H26)	低減	—
10		小学校児童の不登校(児童千人当たり)		4.6人 (H26)	2.0人	3.9人 (H26)
11		中学校生徒の不登校(生徒千人当たり)		32.0人 (H26)	20.0人	27.6人 (H26)
12		全国学力・学習状況調査平均正答率	小学校	63.6% (H27)	全国水準維持	63.2% (H27)
13			中学校	53.5% (H27)	全国水準へ到達	60.1% (H27)
14		高等学校等進学率		96.4% (H27)	98.5%	98.5% (H27)
15		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		83.5% (H25)	全国平均並	90.8% (H25)
16		児童養護施設の子どもの高等学校等進学率		100.0% (H26)	現行水準を維持	97.2% (H26)

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No.	区分	指標名		沖縄県		全国	
				基準年度 又は年	目標値 (H33年度)		
17	小・中学生期	スクールソーシャルワーカーの配置人数		20人 (H27)	配置人数や区域を順次拡大	1,008人 (H25)	
18		スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合	小学校	65.0% (H26)	100%	37.6% (H25)	
19			中学校	100.0% (H26)	100%	82.4% (H25)	
20		就学援助制度に関する周知状況	毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配付している市町村の割合		46.3% (H25)	100%	61.9% (H25)
21			入学時に学校で就学援助の書類を配付している市町村の割合		36.6% (H25)	100%	61.0% (H25)
22		就学援助を申請しなかった理由として「就学援助を知らなかった」とする貧困世帯の割合(小学5年生保護者)		20% (H27)	0%	—	
23		地域等における子どもの学習支援(無料塾等)		33市町村(H27)	41市町村	—	
24		中学校卒業後の進路未決定率		2.5% (H26)	全国平均並	0.7% (H26)	
25		高校生期	高等学校中途退学率		2.2% (H26)	全国平均並	1.5% (H26)
26			生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		3.7% (H24)	県平均並	5.3% (H24)
27	高等学校生徒の不登校(生徒千人当たり)		28.2人 (H26)	16.0人	15.9人 (H26)		
28	大学等進学率		39.8% (H26)	45.0%	54.5% (H26)		
29	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		30.8% (H25)	全国平均並	32.9% (H25)		
30	児童養護施設の子どもの大学等進学率		26.1% (H26)	県平均並	22.7% (H26)		
31	高校卒業後の進路未決定率		12.1% (H26)	全国平均並	4.4% (H26)		

子どもの貧困に関する指標及び目標値

No.	区分	指標名	沖縄県		全国
			基準年度又は年	目標値 (H33年度)	
32	大学生 生期	県外進学大学生支援事業(給付型奨学金)による 支援人数	—	100人	—
33	支援を要 する若者	若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)	4.6% (H26)	全国平均並	2.1% (H26)
34	保護者	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	399世帯 (H26)	800世帯	25,621世帯 (H26)

子どもの貧困に関する参考指標

No.	区分	指標名	沖縄県 (基準年度又は年)	全国
1	中学・高校 生期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	1.6% (H25)	2.5% (H25)
2		生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校卒業後)	39.3% (H25)	46.1% (H25)
3		児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	69.6% (H26)	70.9% (H26)
4	保護者	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	87.5% (H25)	80.6% (H23)
5		ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	92.3% (H25)	91.3% (H23)
6	その他	不良行為少年補導人員(人口千対)	132人 (H26)	32人 (H26)
7		就学援助率	19.65% (H25)	15.42% (H25)
8		子どもの貧困率	29.9% (H26)	16.3% (H24)
9		子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	58.9% (H26)	54.6% (H24)

第4章

子どもの貧困に関する調査研究

1 調査研究

- 子どもの貧困の実態に関する調査研究を継続的に実施します。

2 情報の収集・蓄積、市町村への提供

- 子どもの貧困の実態や国・大学等の調査研究の成果等、子どもの貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行います。
- 県内市町村が地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、子どもの貧困の実態や先進事例など必要な情報提供に努めます。

第5章

連携推進体制の構築

1 関係機関における連携推進体制

- 知事、副知事、関係部局長で構成する沖縄県子どもの貧困対策推進会議で対策を推進します。また、国、市町村、関係団体・法人、NPO、民間企業等と知恵を出し合い、広く県民各層の理解と協力を得ながら対策を推進します。
- 国、県及び市町村の役割分担に当たっては、「沖縄の子供の貧困に関する内閣府・沖縄県・市町村の意見交換」における「沖縄の子供のために（沖縄の子供の貧困対策のためのメッセージ）」（平成27年12月1日）で取りまとめた以下の内容を踏まえることとします。

- 市町村は、子供の貧困に関する多くの事業を実施する主体として、積極的に対策に取り組みます。
- 沖縄県は、「子どもの貧困対策計画」を策定し、総合的できめ細やかな対策が講じられるようにします。
- 内閣府は、子供の貧困対策と沖縄振興を推進する立場から、関係省庁と連携し、市町村や沖縄県の取組を支援します。

2 県民運動としての子どもの貧困対策の展開

- 国、県、市町村をはじめ、教育・医療・福祉の関係団体、経済・労働関係団体等に広く参加を呼びかけ、「沖縄子どもの未来県民会議（仮称）」を設置し、広報啓発活動や、民間資金を活用したボランティア等の自主的な活動への支援等に取り組みます。

3 庁内及び外部有識者による施策の評価

- 沖縄県子どもの貧困対策推進会議において、PDCAサイクルに沿って施策の点検評価を行い、必要な見直しを行います。
- 外部有識者等で構成する会議を設置し、施策の分析・評価を行い、計画の効果的な推進を図るための体制を構築します。